

改正案

文京町町内会規約

文京町町内会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等、区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 防犯・防災並びに生活環境の向上
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(名称)

第2条 本会は、文京町町内会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、土浦市文京町の全域とする。

(主たる事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、文京町公民館（土浦市文京町 2-30）に置く。

(事業)

第5条 本会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員の福祉を増進し、文化を向上する事業
- (2) 美化・清掃等区域内の環境整備を行うとともに、健康を増進し、疫病を予防する事業
- (3) 会員への広報に関する事業
- (4) 防犯・防災並びに生活環境の向上に関する事業
- (5) 健全な青少年育成に関する事業及び援助
- (6) 長寿会、郁文会、育成会、婦人会への援助
- (7) 世帯主及び同居家族の死亡に際し、弔慰金をおくる
- (8) その他相互の親睦を図り、町を住みよくする事業

第2章 会員

(会員)

第6条 本会の構成員（以下「会員」という。）は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。但し、本会の活動を賛助する第3条に定める区域内に店舗、事業所、駐車場を有する者、所在する法人及び団体は、賛助会員（以下「特別会員」という。）となることができる。特別会員は表決権を持たない。また義務も負わない。

文京町町内会規約

(組織と会員の構成)

第7条 本会には、区域により別に定める組織編成表を基にした班及び班長を置く

(会費及び義務)

第8条 会員は、本会の行う事業に協力し、かつその必要経費となる会費を納入しなければならない。会費は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第9条 第3条に定める区域に**住民票**を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を地区長に提出する。
2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会)

第10条 会員が次の各号に該当する場合には退会したものとする。
(1) 第3条に定める区域内に**住民票**を有しなくなった場合
(2) 本人より別に定める退会届が地区長に提出された場合
2 **会員が死亡または失踪宣告を受けた場合は、その資格を喪失する。**

第3章 役員

(役員の種類)

第11条 本会に、次の役員を置く。
(1) 地区長 1人
(2) 副地区長 6人以内
(3) 会計 2人以内
(4) 監事 2人
(5) 評議員 40人以内

(役員を選任)

第12条 1 地区長、副地区長、会計、監事は評議員の中から総会で選任する。
2 **監事と会長、副会長及びその他役員は、相互に兼ねることはできない。**

第13条 評議員は、会員の中から選任する。

(役員職務)

第14条 地区長は、本会を代表し、会務を総括するほか会議の議長となる。
2 副地区長は、地区長を補佐し、地区長に事故があるとき又は地区長が欠けたときは、地区長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

文京町町内会規約

- 3 会計は、町内会の財産を管理し、地区長の指示により金銭の収支を行い、これを記録する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 地区長、副地区長及びその他の役員の業務の執行の状況を監査すること。
 - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見した時は、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があると認められるときは、総会の招集を請求すること。
- 5 評議員は、町内会の業務について、地区長・副地区長に協力する。

(役員任期)

- 第15条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。
- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問・参与・事務局)

- 第16条 本会に、顧問及び参与を置くことが出来る。
- 2 顧問は、本会に功労のあった会員の中から執行部会の推薦により地区長が委嘱する。
 - 3 参与は、本会役員として、永年在職した会員の中から執行部会の推薦により地区長が委嘱する。
 - 4 顧問及び参与は、地区長の要請により、重要と認めた業務及び会議に出席し、協議することが出来る。
 - 5 顧問及び参与は、重要事項について地区長の諮問に応じる。任期は、地区長の任期をもって委嘱の期間とする。

- 第17条 本会に事務局を置くことが出来る。

- 2 事務局の設置の目的は、町内各行事の業務運営の円滑な遂行と行事の企画・立案保存等を行うものである。
- 3 事務局の人数は、2～3名程度とし、行事内容に応じ応援要請を行う。
- 4 事務局の役割については、以下のとおりとする。
 - (1) 町内行事の企画・立案及び運営に関する事。
 - (2) 執行部・評議員・班長及び各種団体との連絡調整に関する事。
 - (3) 会計事務の補助に関する事。
 - (4) 地区長の特命事項の処理に関する事。
 - (5) 各種行事・会合に関しての議事記録を作成し保存する事。
 - (6) その他、執行部との協議事項の執行に関する事。

文京町町内会規約

(班長の職務及び任期)

第18条 班長は、町内会業務の徹底を図るため、伝達と実行機関としての任務にあたり班員の意見希望を地区長に報告するものとする。

なお、任期は1年とする。やむを得ない状況で欠員が生じた時は、補充班員の任期は前任者の残余期間とする。

第4章 総会

(総会の種別)

第19条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権限)

第21条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項を議決する。

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年度決算終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の何れかに該当する場合に開催する。

(1) 地区長が必要と認めたとき

(2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(3) 第14条第4項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき

(総会の招集)

第23条 総会は、地区長が招集する。

2 地区長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、地区長とする。

(総会の定足数)

第25条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することが出来ない。

(総会の議決)

第26条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をも

文京町町内会規約

って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第27条 会員は、総会において、個人ごと1個の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第25条及び第26条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の専任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第30条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第31条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第32条 役員会は、地区長が必要と認めるとき招集する。

2 地区長は役員3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があった時は、その請求があった日から30日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書

文京町町内会規約

面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第33条 役員会の議長は、地区長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第34条 役員会には、第25条、第26条、第28条及び第29条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第35条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第36条 本会の資産は、地区長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第37条 本会の資産で第35条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において4分の3以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第38条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第39条 本会の事業計画及び予算は、地区長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、地区長は、総会において予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第40条 本会の事業報告及び決算は、地区長が事業報告書、収支決算書、財産目録

文京町町内会規約

として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3ヵ月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第41条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第42条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、土浦市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第43条 本会は、次に掲げるいずれかの事由に該当した場合により解散する。

- (1) 破産手続開始の決定
- (2) 認可の取り消し
- (3) 総会の決議
- (4) 構成員が欠けたとき

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員4分の3以上の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第44条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第45条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(個人情報の取り扱い)

第46条 本会が町内会活動を推進するために必要な個人情報の取得、利用、提供及び管理については、「個人情報の取り扱い規定」に定めるところにより適正に取り扱うものとする。

(委任)

第47条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て地区長又は執行部で別に定める。

附則

文京町町内会規約

- 1 この規約は、平成26年4月12日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第39条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第41条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から平成27年3月31日までとする。

この規約改正は、令和7年5月11日から施行する。

- ・ 46条に「個人情報の取り扱い」の条文を加えた。
- ・ 第4章・第27条（会員の表決権）について世帯内の個人についても表決権を取得できるように改正した。
- ・ 全体的に文言を分かり易い表現に改めた。

令和6年度事業報告

#	事業名	事業内容	担当者	予定日	規約第5条 事業No.	結果	判定
1	文京町町内会総会	・令和5年度事業/決算報告 ・事業計画・予算審議	執行部	4月27日		令和6年4月27日開催	○
2	班長・評議委員会	・町会費集金等班長業務の説明 ・専門部会会議	執行部	4月6日		令和6年4月6日開催	○
3	八坂祇園祭禮	当番町及び町内山車巡行 ・文京町祭典委員会 ・文京町実行委員会	執行部 郁文会	7月	1・5・8	7/20～7/28事務所開設 7/21：笠揃い町内巡行 7/27・28：市街地巡行	○
4	環境保全 リサイクル活動	環境保全：リサイクル活動を実施 4月,6月,10月,2月の第1日曜日 計4回 会員の環境保全意識を向上	育成会,執行部 郁文会,婦人会 長寿会,環境部会	左記	2・8	4/7,6/2,10/6,2/2 計4回実施	○
	町内一斉清掃	ごみゼロの日事業として町内で一斉に清掃 活動を行う	執行部 環境部会	5/26 or 6/2 8:30～		5/26実施	○
	ゴミ集積所の調整	ゴミ集積場の保守・補修など	執行部 環境部会	適宜		保守実施・補修箇所なし	○
	花火大会後の清掃	土浦全国花火競技会翌日の河川敷清掃	執行部 有志	左記		花火大会中止	-
5	防災事業	・防災講演会 ・土浦二高の訓練に参加 ・土浦一中の訓練に参加 ・町内独自の訓練	自主防災会 執行部	5/15 (講演会) 訓練：学校 行事に順ず る	1・4・8	5/15 防災講演会開催 ・非常用トイレ常備 2/2 防災講演会参加	○
	防犯パトロール	防犯パトロールを12の各班で担当 月3回実施：計36回/年	防犯交通部	毎月		7班で24回 パトロールを実施実施	△
	防犯灯管理	防犯灯の保守・設置	区長	適宜		保守実施	○
6	土小地区 市民体育祭	開催	執行部 育成会 文化体育部会	10月	1・5・8	10/6 市民体育祭参加 準優勝	○
	一中地区 ソフトボール大会	未計画	文化体育部会	6月		6/9 一中地区ソフトボ ール大会に20年ぶりに参加	○
7	一中地区 公民館まつり	開催	区長 有志	11月	1・8	11/17 公民館まつり参画	○
8	広報事業	市報・回覧文書の配付	長寿会 各班長 (執行部)	毎月 1日・15日	3	市報・回覧文書の 配付および回覧：22回	○
		IT活用による町内の情報共有化促進 (予算外)	執行部	-	-	土浦市民活動情報サイト 「こらぼの」による情報発 信開始	○
9	助成事業	長寿会、婦人会、育成会、郁文会、 土浦市母の会連合会、土浦地区交通安全協 会の事業への協力助成金を支給。	区長 会計	4月	6	助成金支給：6件	○
10	慶弔事業	町内会での慶事および弔事に際しての祝 金・弔慰金をおくる	区長 会計	適宜	7・8	弔慰金：5件	○
	敬老事業	長老者への敬意をはらい「敬老の日」のお 祝いをおくる	区長 会計	9月 (敬老の 日)		敬老祝い(商品券)	○
	入学祝	小学1年生・中学7年生(新中学1年)の入学 を慶びお祝いをおくる	区長 会計	5月下旬		入学祝金：13名	○
	新年会	町内会会員の親睦を図る	執行部	1月下旬		2/1 開催	○

監査報告

監査の結果、上記のように実施されていることを確認しました。

監事

小林 明宏
中川 恵子

令和6年度 文京町町内会一般会計決算報告書

<収入の部>

(単位:円)

項 目	予 算 額	決 算 額	偏 差	
1 繰越金	2,803,647	2,803,647	0	100%
2 町内会費	2,400,000	2,479,950	79,950	103%
3 補助金	630,000	613,242	-16,758	97%
1 防犯灯電気料補助金	100,000	122,672	22,672	123%
2 防犯灯設置・維持助成金	100,000	0	-100,000	0%
3 自主防災訓練事業	0	0	0	
4 自主防災運営事業	0	0	0	
5 広報誌等配付費	200,000	204,060	4,060	102%
6 分別収集事業交付金	170,000	231,700	61,700	136%
7 リサイクル活動奨励金	60,000	53,800	-6,200	90%
8 リサイクル活動収益金	0	1,010	1,010	####
4 寄付金等収入	90,000	80,550	-9,450	90%
1 新年会	30,000	41,000	11,000	137%
2 祝金	30,000	0	-30,000	
3 その他寄付金	30,000	39,550	9,550	
5 雑収入	10	1,185	1,175	####
1 預金利息	10	1,185	1,175	####
合 計	5,923,657	5,978,574	54,917	101%

<支出の部>

(単位:円)

項 目	予 算 額	決 算 額	偏 差	
1 運営費	540,000	412,170	127,830	76%
1 総務費	80,000	21,393	58,607	27%
2 広報誌等配付費	150,000	150,000	0	100%
3 新年会費	120,000	98,195	21,805	82%
4 印刷・消耗品費	110,000	119,325	-9,325	108%
5 備品費	30,000	9,240	20,760	31%
6 活動費	50,000	14,017	35,983	28%
2 事業費	750,000	559,777	190,223	75%
1 体育事業費	100,000	40,744	59,256	41%
2 防犯・防災費	100,000	82,728	17,272	83%
3 厚生費	10,000	0	10,000	0%
4 防犯灯費	280,000	199,120	80,880	71%
5 リサイクル活動諸経費	60,000	58,280	1,720	97%
6 行事費	30,000	6,979	23,021	23%
7 防犯パトロール	20,000	19,926	74	100%
8 敬老事業費	150,000	152,000	-2,000	101%
3 助成費	290,000	255,000	35,000	88%
1 団体助成費	270,000	255,000	15,000	94%
2 ゴミ集積所	20,000	0	20,000	0%
4 負担金	40,000	30,000	10,000	75%
1 消防負担金	40,000	30,000	10,000	75%
5 その他	230,000	126,700	103,300	55%
1 弔慰金	50,000	30,000	20,000	60%
2 祝金	30,000	26,000	4,000	87%
3 交際費	120,000	70,700	49,300	59%
4 雑費	30,000	0	30,000	0%
6 特別会計繰入金	3,500,000	1,630,000	1,870,000	47%
7 予備費	573,657	0	573,657	0%
合 計	5,923,657	3,013,647	2,910,010	51%

令和7年4月2日
左記の通り報告します。

地区長
桐原 利之
会計
矢口 一男

監査の結果、
適正に処理されている
ことを証明します。

監事
小林 明宏

監事
中川 恵子

<集計>

(単位:円)

1 (a) 収入合計	5,978,574	
2 (b) 支出合計	3,013,647	
3 (c) 残高(繰越額)	2,964,927	(c)=(a)-(b)
4 通帳残高	2,890,246	
5 現金	74,681	

<募金>

(単位:円)

1 日本赤十字土浦地区	101,500
2 土浦社会福祉協議会	80,500
3 赤い羽根共同募金	71,800
4 歳末助け合い	57,500
合 計	311,300

0

令和6年度 文京町町内会特別会計決算報告書

<収入の部>

(単位:円)

項 目	予 算 額	決 算 額	偏 差	
1 繰 越 金	268,846	268,846	0	100%
2 一般会計繰入金	3,500,000	1,630,000	-1,870,000	47%
3 寄 付 金	150,000	1,123,000	973,000	749%
4 借 入 金	0	0	0	
5 預 金 利 息	6	334	328	5567%
6 そ の 他	0	0	0	
合 計	3,918,852	3,022,180	-896,672	77%

<支出の部>

(単位:円)

項 目	予 算 額	決 算 額	偏 差	
祭 典 費	2,835,000	1,784,389	1,050,611	63%
1 神社祭禮関係費	280,000	147,814	132,186	53%
2 神社関連分担金	155,000	148,500	6,500	96%
3 祇園祭典費	2,000,000	1,351,206	648,794	68%
4 連合負担金	400,000	136,869	263,131	34%
公 民 館 費	1,018,568	917,966	100,602	90%
1 ローン返済	703,568	705,298	-1,730	100%
2 修繕費	100,000	0	100,000	0%
3 水道光熱費	150,000	147,948	2,052	99%
4 保険料	65,000	64,720	280	100%
備品諸経費	10,000	98,600	-88,600	986%
予 備 費	55,284	0	55,284	0%
合 計	3,918,852	2,800,955	1,117,897	71%

<集計>

(単位:円)

1 (a) 収入合計	3,022,180	
2 (b) 支出合計	2,800,955	
3 (c) 残高(繰越額)	221,225	(c)=(a)-(b)
4 通帳残高	210,231	
5 現金	10,994	

<参考>

(単位:円)

修繕積立金	0
公民館借入金残高	1,470,000

令和7年3月末

令和7年4月2日
上記の通り報告します。

監査の結果、適正に処理されていることを証明します。

地区長 桐原 利之
会計 矢口 一男

監事 小林 明宏
監事 中川 恵子

令和7年度事業計画(案)

#	事業名	事業内容	担当者	予定日	規約第5条 事業No.	結果	判定
1	文京町町内会総会	・令和5年度事業/決算報告 ・事業計画・予算審議	執行部	4月26日			
2	班長・評議委員会	・町会費集金等班長業務の説明 ・専門部会会議	執行部	4月5日			
3	八坂祇園祭禮	町内山車巡行 ・文京町祭典委員会 ・文京町実行委員会	執行部 郁文会	7月	1・5・8		
4	環境保全 リサイクル活動	環境保全：リサイクル活動を実施 4月, 6月, 10月, 2月の第1日曜日 計4回 会員の環境保全意識を向上	育成会, 執行部 郁文会, 婦人会 長寿会, 環境部会	4月6日 6月1日 10月5日 2月6日	2・8		
	町内一斉清掃	ごみゼロの日事業として町内で一斉に清掃 活動を行う	執行部 環境部会	5月25日			
	ゴミ集積所の調整	ゴミ集積場の保守・補修など	執行部 環境部会	適宜			
	花火大会後の清掃	土浦全国花火競技会翌日の河川敷清掃	執行部 有志	左記			
5	防災事業	・防災講演会 ・土浦二高の訓練に参加 ・土浦一中の訓練に参加 ・町内独自の訓練	自主防災会 執行部	(講演会) 訓練：学校 行事に順ず	1・4・8		
6	防犯パトロール	防犯パトロールの班を再編成 活性化を図る	防犯交通部	毎月			
	防犯灯管理	防犯灯の保守・設置	区長	適宜			
7	スポーツ事業	土小地区市民スポーツ大会（開催見込み） に参加	執行部 育成会 スポーツ部会	10月	1・5・8		
		一中地区ソフトボール大会に参加	スポーツ部会	6月			
		シルバー体操実施	スポーツ部会 長寿会	2回/月			
		街歩き：土浦市内を散策 健康増進と歴史に触れ懇親を図る	執行部 スポーツ部会	10月			
8	一中地区 公民館まつり	開催	区長 有志	11月	1・8		
9	広報事業	市報・回覧文書の配付	長寿会 各班長 (執行部)	毎月 1日・15日	3		
		ITを活用した町内の情報共有化促進 ・情報伝達ルートの確立	執行部	適宜			
10	助成事業	長寿会、婦人会、育成会、郁文会、 土浦市母の会連合会、土浦地区交通安全協 会の事業への協力助成金を支給。	区長 会計	申請後 1ヶ月以内	6		
11	慶弔事業	町内会での慶事および弔事に際しての祝 金・弔慰金をおくる	区長 会計	適宜	7・8		
	敬老事業	高齢者への敬意をはらい「敬老の日」のお 祝いをおくる	区長 会計	9月 (敬老の 日)			
	入学祝	小学1年生・中学7年生（新中学1年）の入学 を慶びお祝いをおくる	区長 会計	5月下旬			
	新年会	町内会会員の親睦を図る	執行部	1月下旬			

令和7年度 文京町町内会一般会計予算(案)

<収入の部>

(単位:円)

項 目	予 算 額	前年度予算額	偏 差	摘 要
1 繰 越 金	2,964,927	2,803,647	106%	
2 町 内 会 費	2,400,000	2,400,000	100%	
3 補 助 金	630,010	630,000	100%	
1 防犯灯電気料補助金	100,000	100,000	100%	土浦市生活安全課
2 防犯灯設置・維持助成金	100,000	100,000	100%	土浦市生活安全課(増設・修理などを行った場合)
3 自主防災訓練事業	0	0	#DIV/0!	
4 自主防災運営事業	0	0	#DIV/0!	
5 広報誌等配付費	200,000	200,000	100%	土浦市広報広聴課
6 分別収集事業交付金	170,000	170,000	100%	土浦市環境衛生課
7 リサイクル活動奨励金	60,000	60,000	100%	土浦市環境衛生課 計画:4回実施
8 リサイクル活動収益金	10	0	#DIV/0!	瓶代など
4 寄 付 金 等 収 入	70,000	90,000	78%	
1 新 年 会 費	40,000	30,000	133%	1月開催・会費
2 祝 金	0	30,000	0%	
3 そ の 他 寄 付 金	30,000	30,000	100%	
5 雑 収 入	30	10	300%	
1 預 金 利 息	30	10	300%	
合 計	6,064,967	5,923,657	102%	

<支出の部>

(単位:円)

項 目	予 算 額	前年度予算額	偏 差	摘 要
1 運 営 費	610,000	540,000	113%	
1 総 務 費	80,000	80,000	100%	運営全般
2 広報誌等配付費	200,000	150,000	133%	班長への配布を長寿会に委嘱
3 新年会補助費	120,000	120,000	100%	会費の補助金・1月に実施予定
4 印刷・消耗品費	130,000	110,000	118%	コピー代、消耗品など
5 備 品 費	30,000	30,000	100%	公民館用を除く
6 活 動 費	50,000	50,000	100%	執行部活動全般
2 事 業 費	760,000	750,000	101%	
1 スポーツ事業費*	100,000	100,000	100%	土浦小育成会・一中地区体協分担金
2 自主防災費*	70,000	100,000	70%	防災関連諸費用
3 厚 生 費	10,000	10,000	100%	保険料など
4 防 犯 灯 費	280,000	280,000	100%	防犯灯電気代および防犯灯追加設置・維持費用
5 環 境 保 全 活 動 費 *	60,000	60,000	100%	リサイクル活動:4回実施 他
6 行 事 費	30,000	30,000	100%	行事運営に係る諸費用(祭禮・リサイクル活動を除く)
7 防 犯 費 *	50,000	20,000	250%	防犯諸経費・防犯パトロール費
8 敬 老 事 業 費	160,000	150,000	107%	敬老会:9月に予定
3 助 成 費	290,000	290,000	100%	
1 団 体 助 成 費	270,000	270,000	100%	婦人会/長寿会/育成会/郁文会/交通安全協会/母の会連合
2 ゴミ集積所維持費	20,000	20,000	100%	集積所維持費用
4 負 担 金	40,000	40,000	100%	
1 消 防 負 担 金	40,000	40,000	100%	土浦市消防団第三分団・大町火祭り分担金
5 そ の 他	230,000	230,000	100%	
1 弔 慰 金	50,000	50,000	100%	香典など
2 祝 金	30,000	30,000	100%	町内でのお祝い金(入学など)
3 交 際 費	120,000	120,000	100%	八幡会費・他団体へのお祝い・お礼など
4 雑 費	30,000	30,000	100%	
6 特 別 会 計 繰 入 金	2,100,000	3,500,000	60%	特別会計口座へ振替
7 予 備 費	2,034,967	573,657	355%	
合 計	6,064,967	5,923,657	102%	

令和7年4月2日

地区長 桐原 利之

令和7年度 文京町町内会特別会計予算(案)

<収入の部>

(単位:円)

費目	予算額	前年度予算額	偏差	摘要
繰越金	221,225	268,846	82%	令和5年度からの繰り越し
一般会計繰入金	2,100,000	3,500,000	60%	山車修理予定
寄付金	150,000	150,000	100%	祭禮時の寄付金等
借入金	0	0	#DIV/0!	
預金利息	100	6	1667%	特別会計口座利息
その他	0	0	#DIV/0!	
合計	2,471,325	3,918,852	63%	

<支出の部>

(単位:円)

費目	予算額	前年度予算額	偏差	摘要
祭典費	1,310,000	2,835,000	46%	
神社祭禮関係費	550,000	280,000	196%	八坂・八幡神社年会費・奉納品代・山車関連費など
神社関連分担金	160,000	155,000	103%	神社/祭禮関連分担金(八幡会費除く)
祇園祭典費	600,000	2,000,000	30%	祇園祭催行(例年より縮小計画)
連合負担金	0	400,000	0%	
公民館費	1,067,632	1,018,568	105%	
ローン返済	697,632	703,568	99%	定額返済金・融資利息含む
修繕費	100,000	100,000	100%	公民館修繕費
水道光熱費	150,000	150,000	100%	公民館の電気代,ガス代
保険料	70,000	65,000	108%	公民館の損害保険
管理費	50,000	0	#DIV/0!	公民館清掃費(長寿会)
備品諸経費	30,000	10,000	300%	公民館備品関連費用
予備費	63,693	55,284	115%	
合計	2,471,325	3,918,852	63.1%	

<参考>

(単位:円)

公民館借入金 残高	798,000
-----------	---------

令和8年3月31日時点での見込値

令和7年4月2日

地区長

桐原 利之